

株式分割に関する基準日設定公告

平成 30 年 2 月 28 日

株主各位

東京都品川区大崎二丁目 11 番 1 号
株式会社エクスマーション
代表取締役 渡辺 博之

当社は、平成 30 年 2 月 21 日（水曜日）開催の取締役会において、平成 30 年 3 月 16 日（金曜日）をもって、当社普通株式 1 株を 50 株に分割することを決議いたしました。

つきましては、この株式の分割により株式の割当てを受ける権利の基準日を平成 30 年 3 月 15 日（木曜日）と定めましたので公告いたします。

なお、上記株式分割に伴い、会社法第 184 条第 2 項の定めに基づき、平成 30 年 3 月 16 日（金曜日）をもって当社定款第 6 条の発行可能株式総数 200,000 株を、3,800,000 株増加して 4,000,000 株に変更することを併せて決議いたしましたので、お知らせいたします。

以 上